設計変更　理由書

神戸市

工　事　名	鶴甲東歩道橋補修工事

契約変更後の工事概要

橋長　L=25.3m

薄層カラー舗装工　一式

塗替塗装工　一式

契約変更の理由

①　桁裏の塗膜剥離剤の変更

当初桁裏の一部において IH 塗膜剥離機により既設塗膜を除去する計画であったが、狭隘な箇所は剥離ができないことが判明したため、内部まで施工可能な水性剥離剤での施工に変更する。

②　作業時間帯の変更

当初、桁裏塗装の一部を夜間作業で計画をしていたが、当該箇所は見通しの悪いカーブや大型車両が多数通行することから、夜間での規制作業は危険であると判断し、昼間施工に変更する。

③ その他、現地精査により数量に増減が生じた。